

## 第66号議案

春日市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年12月1日

春日市長 井 上 澄 和

### 提案理由

地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間、休暇等を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 春日市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

春日市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項及び第2項、第4条第2項、第12条第1項第1号並びに第18条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 春日市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第 号)附則第5条第1項若しくは第2項又は同条例附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の春日市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例の規定を適用する。